

振動規制法に係る特定建設作業

(振動規制法施工令 別表第2)

特定建設作業の種類		
1	くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く
	くい打くい抜機を使用する作業	圧入式くい打くい抜機を除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	すべて
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業
4	ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業